

雫石町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	1 空き家対策の支援について 近年、少子・高齢化の進展や人口減少等に伴い町内でも空き家が増加しており、なかでも、適正な管理がなされず放置された空き家は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすほか、道路など生活インフラ整備の円滑な実施の支障となることが懸念されています。 これら問題の解決に向け、これまで国において「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）など関係法の整備等により対策が講じられており、また、当町においては空き家等の適切な管理に関する条例及び空家等対策計画を制定して対策に取り組んでいるところです。 しかしながら、空き家問題の解決に向けては多くの課題があり、国や県による対策の強化と市町村への支援措置の拡充等が必要と考え、下記の事項について要望いたします。 1 事業系空き家対策の制度構築 廃業した小売店、廃業した宿泊施設、マンション、工場などの事業系空き家は権利関係が複雑である場合が多く、また、物件規模も一般住宅に比べ大規模になることから、対策を講ずるには一市町村では財政的、人的負担が過大であるため、国と都道府県が連携して管轄し対応する制度を構築すること。 2 市町村に対する財政支援措置 空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家対策に対する補助の創設・拡充を図ること。また、市町村が補助金を活用して空き家への対応を迅速に進められるよう、補助金申請等事務の簡素化を図ること。 3 空き家所有者への助成に対する支援措置 空家等対策計画に基づき市町村が行う空き家の所有者への解体費用や利活用費用などの助成に対する財政支援の創設・拡充を図ること。 4 広域的で一体的な連携体制の構築 広域のかつ一体的に取り組むことで、より高い効果が期待できる管内市区町村を横断する空き家バンクのプラットフォームの構築、情報の共有、実態調査や計画策定への助言・技術的支援、専門職員の派遣、研修の実施など、市区町村の空き家対策を支援する取組を強化すること。	1 令和5年12月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律では、市町村の人的負担等の課題に対応するため、新たに空家等管理活用支援法人制度が創設され、市町村が指定した支援法人が空き家所有者への普及啓発、相談対応のほか委託に基づく空き家管理を実施できるようになるなど、市町村や所有者へのサポート体制が図られたところです。また、国の空き家対策総合支援事業では、令和6年度から、市町村が支援法人に補助等をする場合の費用が補助対象として拡充されたところであり、県では、改正法等に基づく新たな制度が空き家対策の推進に効果的なものになるよう制度の情報提供を行うなど国と連携して取り組んでいきます。（A） 2、3 県では、空き家の利活用による移住・定住に係る施策を推進するため、令和3年度に各市町村で整備する「空き家バンク」に登録された「空き家」を取得する費用について、市町村と協同して支援する制度を創設し、令和4年度には、改修に要する費用も補助対象に追加したほか、対象者に移住者を追加し、併せて子ども・子育て世帯に対する補助額の加算など制度の拡充を行いました。 また、国の空き家対策総合支援事業では、令和5年度に空き家の活用及び除却等に対する補助の拡充が行われたところです。 これらの補助金申請にあたっては、押印廃止など、市町村事業の実施に支障が無いよう手続の簡素化を図っているところです。（A：2） 4 県では、市町村、民間団体等からなる「岩手県空家等対策連絡会議」を通じて、関係機関の連携体制を構築し、情報共有や技術的助言等、空き家の利活用や発生抑制の促進に取り組んでいます。また、空家所有者と専門家団体とをマッチングさせる「空き家相談窓口」の設置や市町村担当者向けのセミナー等を実施しているほか、令和5年4月には市町村担当者向けに「岩手県空き家バンク利活用促進マニュアル」を作成したところです。 国では、各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して情報が得られるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築しているところです。（A） 県では、いわて県民計画（2019～2028）において、空き家対策を推進することとしており、引き続き、これらの取組を進めながら、市町村への個別訪問による情報共有や地域課題の情報収集などを通して、改正法に基づく新たな制度が効果的に活用されるよう取り組んでいきます。 また、令和7年度政府予算提言・要望において、空き家の利活用促進に向けた支援を要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	盛岡広域振興局	土木部	A：4

雫石町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	2 医療的ケア児等の財政支援について 近年の医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行され、この中で、国・地方公共団体・学校設置者の責務が定められました。 また、岩手県教育振興計画に記載のとおり、本町の町立小中学校においても、児童生徒の障がいの状況は多様化しており、特別な支援を必要とする児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた指導、支援をしていく必要があります、すべての児童生徒が地域の学校で共に学ぶことができるよう、特別支援教育を推進していく必要があります。 このような中で令和6年度、本町においても導尿を必要とする肢体不自由児が町立小学校に就学することとなり、令和5年度においては手洗い場2箇所の改修工事をしたほか、段差解消用スロープ、養護机、医療的ケアを行うためのベッドとパーティション等の備品を購入し、令和6年度においては昇降口のスロープ設置工事、校庭へ下りるためのスロープ設置工事、特別支援教室のエアコン設置工事を予定しているほか、看護職員の配置をするため訪問看護ステーションに医療的ケア看護業務委託をしております。 このため、国、県等の補助事業の活用を検討したところですが、「学校施設環境改善交付金」は主に大規模改修を対象としており、工事種別により対象経費に下限額が設定され、障害児等対策は400万円となっていることから、本町における工事の実施においては活用することができませんでした。 また、医療的ケア児が就学を希望する学校に看護職員を配置するため「教育支援体制整備補助金」を申請しておりますが、補助対象経費は3分の1となっております。 令和7年度以降においては、看護職員の配置について今後3年ほどを見込んでいるほか、教科専用の特別教室と進級による普通教室が2階にあるためエレベーターや階段昇降機の設置、トイレ改修などが見込まれております。また、当該医療的ケア児が中学校へ進学する際には同様の改修が見込まれます。 このようなことから、本町が岩手県教育振興計画に掲げる「共に学び、共に育つ教育」を推進し、医療的ケア児、及び特別な支援を必要とする児童生徒を継続して支援していくため、国の補助金・交付金のほか、岩手県においても市町村に対する財政支援策を講じていただくよう要望いたします。	医療的ケア看護職員の配置に係る財政支援については、国の補助金を活用することにより、補助対象経費の3分の1が措置されるほか、地方負担分についても普通交付税措置が講じられているところですが、国の補助金について、学校や地域における支援体制整備の推進が図られるよう、十分な財政措置について、国に要望しているところです。 また、学校施設の改修には多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、県教育委員会では、学校施設整備に係る自治体とのヒアリングなどを通じて、各自治体の実情や事業計画に応じた補助金制度の活用について情報提供や助言などを行っているほか、地域の実情に即した補助要件の緩和や補助率の引き上げ等について、国に対し要望しているところです。 今後も全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。（B）	盛岡広域振興局	盛岡教育事務所	B

雫石町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	3 雫石町立雫石診療所の医師確保について 有床診療所である当診療所は令和3年1月以降、常勤医師1名の退職により、現在は常勤医師1名、応援医師2名の体制で診療を行っております。 常勤医師については定年年齢の引き上げを行い勤務されている状況にあり、外来診療、病床対応に加え、訪問診療、オンコール対応、休日当番医を行っており、医師の負担が増大している現状です。 当診療所以外の町内医療機関においても、医師の高齢化が進んでおり、雫石診療所がある雫石地区を除く、御所、西山、御明神地区の診療所が閉院するなど、安定した地域医療の継続が難しい状況となっております。 これまでも県の医師支援推進室や岩手県国民健康保険連合会等と医師の確保について情報提供等の連携はさせていただいておりますが、医師の確保には至っておりません。 今年4月から施行された医師の働き方改革により、診療業務の見直しや分担を行い改善を図りたいところではありますが、病床対応によるオンコール等は継続していく必要があります。しかしながら、今の医療体制の状態が続くと現在ある19床の病棟を維持していくことが困難になります。 雫石町の地域医療の中心として町民が安心して受診できる医療体制が存続できるよう、医師不足解消のため医師確保について支援していただくよう要望します。	県では、岩手県医師確保計画に基づき医師確保の取組を進めており、即戦力医師の招聘に努めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望に配慮しながら奨学金養成医師の配置調整を進めているところです。 今後においても、これらの取組を通じて地域医療の確保に努めていきます。（B）	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	B：1

雫石町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	4 道の駅「雫石あねっこ」の周辺整備について 道の駅「雫石あねっこ」は平成13年8月に道の駅として登録認定された施設で、2021年にはじゃらん主催の「全国道の駅グランプリ2021」において全国第2位を獲得するなど、本町の観光産業の中心となる施設となっております。本施設は、本来の役割である休憩施設及びトイレ情報施設に加え、産直施設及び温泉施設、さらには隣接する小柳沢砂防公園にはオートキャンプ場を有するなど総合交流ターミナル施設として、コロナ前には年間約57万人のお客様を迎えております。 本町においては、近年のアウトドアブームにより誰でも気軽に楽しめる体験型観光を研究するため、令和4年度より「国道46号ゆるゆるアウトドア研究会」を立ち上げ、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により大きく落ち込んだ観光需要の回復を目指した取組みを進めております。 つきましては、地域経済がコロナ禍から力強く立ち直り賑わいを取り戻すとともに、アフターコロナにおける観光地の再生とさらなる交流人口の創出を図るため、以下の2点を要望します。 1 点目、平成14年7月から使用しているオートキャンプ場について設備の老朽化及びサイトの劣化が進んでいるほか、施設内に落石危険箇所があることから、一部サイトが利用できない状況となっております。また、サイトの区画サイズも旧来然としており、現在主流となっている大型テントを展開するには狭小となっているなど、家族利用を中心としたニーズへの対応が困難となっていることから、利用者の安全確保を図るとともにサイトや設備の改修を含めた「砂防公園全体のリノベーション」が必要となっております。 2 点目、雫石川の河川環境については、週末には自然とのふれあいを求め釣りや散策、休憩の場として多くの県民の方に利用いただいています。また、浅瀬を対岸まで渡れる夏季には親子連れの方が直接川に入っで楽しみ、小さな子どもも安心して水遊びができる河川であると好評をいただいております。しかしながら近年多発する集中豪雨に対する護岸保護等安全対策を含め、利用者に対して一層の安心で快適な水辺環境を提供するために、「雫石川の河川整備」が必要となっております。 以上、小柳沢砂防公園及び隣接する道の駅「雫石あねっこ」を含む周辺施設について、県民が安全で気軽に楽しく集える賑わいの場となるよう、「砂防公園のリノベーション」及び「雫石川の河川整備」について、早期に施設整備に着手いただきますよう要望いたします。	1 点目の「砂防公園のリノベーション」については、砂防公園は、平成10年度～平成13年度に地方特定河川等整備事業で公園を整備し、平成14年度から貴町に管理していただいております、整備から約20年が経過しています。 県では、定期的に施設点検を行い、施設の損傷が確認された箇所については修繕を行ってきたところです。施設の更新・改修に当たっては、貴町の意見を踏まえて「砂防公園のリノベーション」について検討を進めており、令和4年度からの公園外灯の改修に加え、令和5年度からはトイレを改修しています。令和6年度には、公園外灯の改修を完了させ、防護柵の改修を行っています。（Ａ） 一部の落石危険箇所については、現在、仮設での対策を行い、隣接する区画の利用を停止して利用者の安全を図っています。抜本的な対応については、貴町の御意見も伺いながら令和6年度から調査設計を行い、対応方針を検討することとしています。（Ａ） 2 点目の「雫石川の河川整備」については、道の駅周辺の河岸に大きな変化が無く安定していることから、引き続き平常時及び出水後の河川巡視等により注視していくとともに、今後、河岸整備の必要が生じた場合には、砂防公園や道の駅の賑わい創出という観点を踏まえ、貴町の御意見も伺いながら対応方針を検討していきます。（Ｃ）	盛岡広域振興局	土木部	A : 2 C : 1

雫石町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	5 一般県道雫石東八幡平線（国道46号谷地交差点から上町交差点までの区間）の拡幅改良について 一般県道雫石東八幡平線のうち、国道46号谷地交差点から上町交差点の区間延長約900mについて、広域的見地からこの路線の必要性、重要性、通行の現状、緊急性等を鑑み、道路の拡幅改良を要望いたします。 本路線は、西山地区から町中心市街地につながる大変重要なルートであり、町民の日常生活道路としてはもとより当町の地域防災計画においては「緊急輸送道路」に指定され、災害時の避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動において重要な路線と位置付けていることに加え、沿線には町立雫石診療所があり、救急車等の緊急車両が診療所へアクセスする主要路線となっております。しかしながら、当該区間の現道は全体的に幅員が狭小なことに加え、谷地地内には坂道かつ急カーブがあり、特にも冬季間の凍結路面において円滑な通行が困難であります。 また、付近には町立雫石診療所を利用する歩行者の往来が多く、雫石小学校・雫石中学校・雫石高校の通学路となっておりますが、区間を通じて歩道が整備されていないため歩行者の安全確保に支障をきたしており、国、県、町ならびに交通安全関係者が合同で実施している交通安全点検に際して地域住民からも早期の歩道設置実現を求める要望が寄せられております。 さらに、当該箇所は、平成24年4月以降、全国で登下校中の児童が巻き込まれる交通事故が相次いだことから、国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁が連携し、学校、教育委員会、道路管理者、所轄警察署などの関係機関が協働で、緊急合同点検を実施した結果、危険箇所として指摘を受け、「雫石町通学路交通安全プログラム」にて公表されている区間であります。 このことから、これまでに道路敷地内の未舗装部をアスファルト舗装とした歩行帯の一部確保や、路面標示の設置等により安全対策を進めていただいておりますが、地域住民の安心・安全と円滑な通行を確保するため、早期の拡幅改良及び歩道設置について要望いたします。	国道46号谷地交差点から上町交差点間については、令和5年度から歩行空間の確保や路面標示を実施し、令和6年4月に完了しました。拡幅改良及び歩道設置については、早期の整備は難しい状況ですが交通量の推移や公共事業予算動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	盛岡広域振興局	土木部	C：1

雫石町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	6 一般県道雫石東八幡平線（通称「よしやれ通り」区間）の道路改良について 一般県道雫石東八幡平線のうち、雫石町中町交差点と上町交差点の区間延長約 500m（通称「よしやれ通り」）は、平成22年度に盛岡広域振興局土木部から県道雫石東八幡平線沿道整備計画検討業務「岩手県まちば再生支援事業」として、景観への配慮やまちなみ形成、地域の活性化施策と連動した道路改良とするため、地元商店主や住民等を集めワークショップを開催し、活性化の一つの手段として情報紙の発行や盞灯り等に取り組んだところです。 県主導のワークショップは平成23年の東日本大震災後に、一旦休止されましたが、平成25年度から早稲田大学（古谷誠章研究室）を交えたワークショップが再開され、改めてよしやれ通りの活性化について行政、住民、事業者がそれぞれ何ができるかを検討し、「平成25年度よしやれ通りまちづくりワークショップ報告書」として課題解決のための提案項目がまとめられました。 この提案項目実現のため、平成26年度以降は町単独で「よしやれ通りまちづくり推進会議」及び「よしやれ通り活性化委員会」を立ち上げ、比較的取り組みやすい提案項目から実現を図るため協議を進め、平成30年度に「流雪溝の機能を持つ側溝改修による歩道と車道のフラット化」、「歩道幅員を1.25mに拡幅」、「歩道と車道の着色による明確化」により走行車両のスピードを抑制し、歩きやすい歩行空間を確保する道路改良について盛岡広域振興局へ要望し、令和元年度には歩道空間を1.0mに拡幅していただいたところです。 その後も盛岡広域振興局のご協力を得ながら、よしやれ通りまちづくり推進会議にて協議を進め、令和2年度において要望内容について精査、検討を重ねた結果、令和3年度から「側溝蓋改修による歩道と車道のフラット化」、「除雪対策の徹底」、「歩道と車道の着色による明確化」を要望内容とし、同年度には歩行部分への着色（グリーンベルト）施工していただいたほか、令和4年度は側溝の改修（岩手銀行～まちおこしセンター前の左右約92m）を施工していただき、令和5年度は230m（中町交差点～岩手銀行の左右約94m、まちおこしセンター前～ヤクルト雫石センター前の左右約74m）を施工していただきました。 今後においても、当該県道は老朽化による側溝蓋の破損が著しいことから、町が地域住民等関係者と地域の活性化及び安全確保の取り組みを継続することはもちろんのこと、県におかれましても、当該地域の現状を御理解いただき、継続して側溝蓋の改修を重点的に早期の道路改良を実現していただけるよう要望いたします。	「歩道と車道の着色による明確化」については、令和元年度に路面標示等を試行し、令和3年度には試行結果と地元の意見を踏まえながら、歩行空間にカラー舗装を実施しました。 また、「除雪対策の徹底」については、町、地元住民等関係者からの意見を踏まえ、連携を図りながら除雪を実施していきます。 「側溝蓋改修による歩道と車道のフラット化」については、令和4年度から側溝の改修に着手しており、順次整備を進めてきたところです。（A）	盛岡広域振興局	土木部	A：1

雫石町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	7 畑作物への新たな支援策について 当町では、国の水田農業政策に基づき主食用米の生産目安を達成するため、飼料用米、WCS、飼料作物のほか、大豆、小麦、そば、なたね等の畑作物への転作に取り組んできましたが、令和4年度に「水田活用の直接支払交付金制度」の見直しが行われ、5年間で一度も水張りを行わない農地が交付対象水田から除外されることとなりました。 また、新たに水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む「畑地化促進事業」が示され、実施する場合には一時的な支援が受けられるものの、水田活用の直接支払交付金の対象外とされるものであります。 農業者は、これまで長きにわたり米の生産調整に協力しながら、水田活用の直接支払交付金を活用し農業経営を継続してきたところでありますが、この度の大幅な制度改正により、今後の農業経営の継続や地域農業の形態に大きな影響を及ぼすことを懸念しています。 つきましては、水田活用の直接支払交付金の対象外となる農地において、畑作物の生産により持続的な農業経営を実現するための新たな支援制度を創設するよう、国に対し強い働きかけをお願いいたします。	県では、国に対し、「畑地化促進事業」について、高収益作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持したうえで、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しているところです。 また、畑地化に取り組む農業者に対しては、栽培技術の習得や、県単事業の「地域農業計画実践事業」等による機械・施設の整備等により、早期に生産が安定するよう支援しています。 今後も引き続き、必要な予算を十分に措置するよう、様々な機会を捉え、国に要望していきます。（B）	盛岡広域振興局	農政部	B：1
6月18日	8 農畜産物の価格転嫁と農業者の経営継続支援について 今般の農業情勢においては、新型コロナウイルス感染症の影響が後を引くなか、不安定な国際情勢による肥料・飼料等の生産資材の価格高騰の影響を受け、農業経営は窮地に立たされています。 国が、昨年12月に公表した令和4年農業経営統計調査によると、畜産物の生産費が飼料価格の高騰などにより前年を大きく上回り、販売価格と比較すると、肉用牛生産、牛乳生産いずれにおいても生産費が販売価格を上回り、特に肉用子牛においては、1頭当たり約18万円のコスト割れとなっており、更に子牛価格が下落した現時点においては、約30万円のコスト割れとなっています。 これまで、生産資材の高騰などの外的要因による激変緩和対策として、国や県の交付金等を活用しながら農業者の経営継続を支援してきたところでありますが、本質は、国策レベルにおいて生産コストが販売価格に転嫁される仕組みづくりが必要であると考えます。 現在、国において農産物の価格転嫁に向けた検討がなされておりますが、実現までには相当の時間を要するものと思料され、その間も農業者の苦しい経営が続く、廃業や離農者が増加することを懸念しております。 つきましては、農畜産物の価格転嫁に向けた仕組みづくりの早期実現と、当面の経営継続に向けた継続的な支援を講じるよう、国に対し強い働きかけをお願いいたします。	先般施行された改正食料・農業・農村基本法において、食料に関する基本的施策として、「適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築」が掲げられているところであり、県では、改正法に基づく具体的な施策について注視するとともに、国に対し、再生産に配慮した適正な価格形成の実現及び国民理解の醸成を図るよう要望しています。 また、厳しい経営環境におかれている農業者の状況を踏まえ、国に対し、飼料や肥料等の価格高騰対策や、多様な農業者のニーズを踏まえた効果的なセーフティネットの構築など、引き続き、必要な対策を要望していきます。（B）	盛岡広域振興局	農政部	B：1

雫石町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	9 次期「新たな県立高等学校再編計画」について 雫石町唯一の高等学校である県立雫石高等学校は、盛岡ブロックの高校に位置づけられており、地元雫石中学校からの入学者の他、盛岡市や滝沢市、また隣接する秋田県仙北市からの入学者も在学しております。しかしながら、人口減少とともに入学者数も減少し、平成29年度からは1学年1学級となり、その存続に向けた取り組みを進めているところであります。 雫石町教育委員会ではこれまで、雫石高等学校存続対策として、教科書購入費の全額助成、制服や運動着、給食の副食費の一部助成、町外生徒通学定期の全額支援、また、文化スポーツ等交流事業として郷土芸能活動等へ取り組む生徒の支援を行っております。また、雫石高等学校が将来にわたり、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めることを目的とした「雫石高校将来ビジョン」を策定しており、その推進プランを実行するため、雫石中学校との交流促進や雫石中高生の交流による公営塾の開設、就職希望者のための資格取得支援、虹色コンパスキャリア教育支援など、継続的な支援を行っております。 岩手県教育委員会が令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、盛岡一極集中の是正を図り、県内全体のバランスを考慮した適切な学校・学科の配置を行うため、計画において示した統合対象校以外的高校については、計画的な統合や学級減等を行わず、1学級校も可能な限り維持するとあります。 今後、少子化の更なる進行に伴い生徒数の減少が想定されますが、県立高等学校は地域の担い手人材の育成の役割が期待されており、持続可能な地域づくりには欠かせない存在であります。 つきましては、次期「新たな県立高等学校再編計画」におきましては、以下の3点を要望いたします。 1. 本町において、雫石高等学校の存在が地方創生の推進に大きな役割を果たしていることから、1学級校の維持を継続すること。 2. 盛岡市内の高校への入学志願者の集中を緩和する新たな取組みを進めること。 3. 入学者数が2年連続して20人以下となった場合、原則として翌年度から募集停止とし、統合に向けた協議を行うとした取扱いを緩和すること。 併せて、今後も、岩手県教育委員会をはじめ関係団体及び企業との連携・協働を一層深めながら、雫石高等学校の魅力ある学校づくりの支援に向けて、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。	貴町による雫石高校の学習活動等、魅力ある学校づくりの取組への支援に対し、感謝申し上げます。 令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間）では、教育の質の保証と機会の保障という大きな柱や地域の学校を可能な限り存続させる方針を維持しつつ、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、後期計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学年1学級校を維持することとしているほか、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、各地域の学校をできる限り維持することとしています。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討に着手しているところであり、有識者や各地区各界の方々からの御意見も伺いながら、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。（B）	盛岡広域振興局	教育事務所	B：1